

あまサポねっとアンケート 「住民票の写し等にかかる登録型本人通知制度について」の集計結果

調査の概要

1 調査の目的

尼崎市では、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を第三者が不正取得することによる人権侵害の防止、第三者による不正取得の抑制及び人権尊重を目的とした「登録型本人通知制度」の導入に向けての検討を進めています。

この検討のなか、市民のみなさまから登録型本人通知制度についてのご意見をいただき、役立てていくため、アンケートを実施します。

2 調査対象

あまサポねっと登録者及び一般市民等

3 調査期間

平成26年10月10日(金)～10月24日(金)

4 回答人数

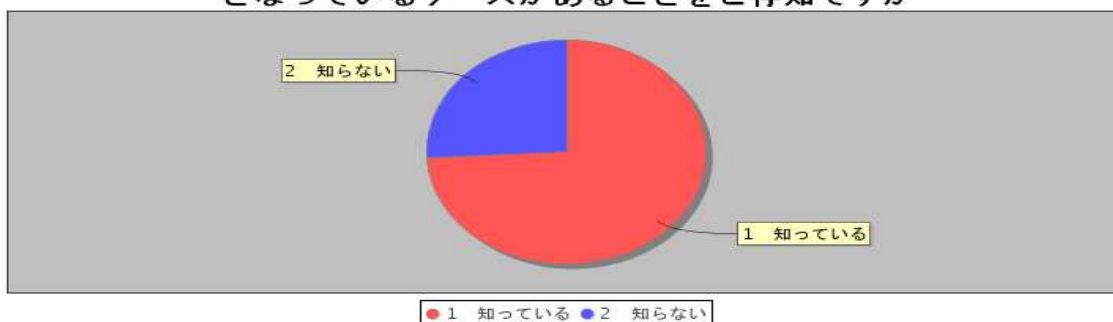
31人

5 担当課

市民協働局 市民サービス部 市民課

調査結果

問1 全国的に第三者による証明書の不正請求事件があり、一部で人権侵害となっているケースがあることをご存知ですか



選択肢内容

1 知っている

回答数

23件

割合

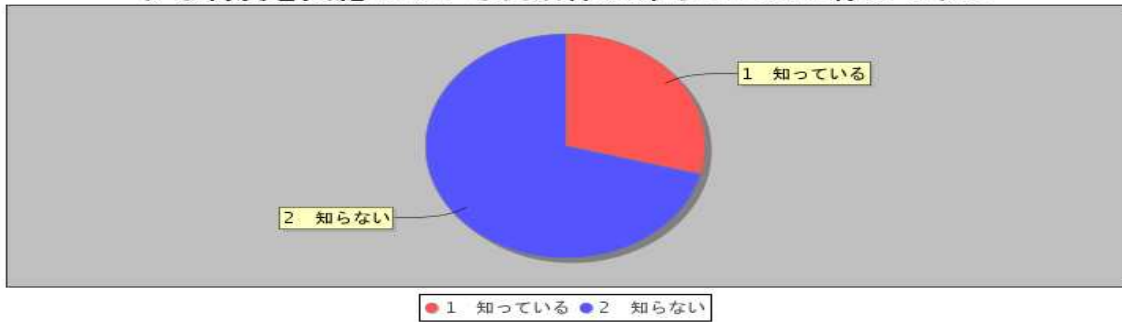
74.2%

2 知らない

8件

25.8%

問2 上記の対策として、第三者から証明書を取得された場合、本人に通知する制度を実施している自治体があることはご存知ですか



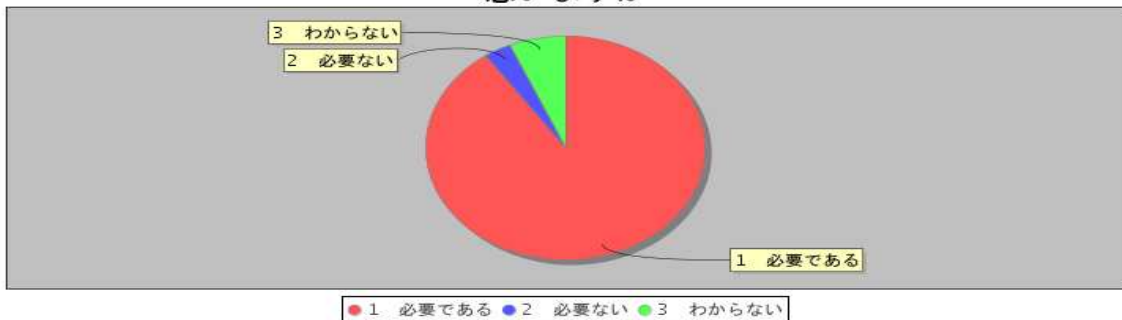
選択肢内容	回答数	割合
1 知っている	9件	29.0%
2 知らない	22件	71.0%

問3 本市でも同様の制度の導入を検討していますが、例えば、あなたの証明書を第三者が取得した場合、通知してほしいと思いますか



選択肢内容	回答数	割合
1 通知してほしい	29件	93.6%
2 通知はほらない	1件	3.2%
3 どちらでもいい	1件	3.2%

問4 第三者からの不正請求の早期発見や請求の抑止のための制度は必要と思いますか



選択肢内容	回答数	割合
1 必要である	28件	90.3%
2 必要ない	1件	3.2%
3 わからない	2件	6.5%

問5 あなたはこの制度（登録型本人通知制度）が実施されれば登録しますか



選択肢内容	回答数	割合
1 登録する	25件	80.6%
2 登録しない	2件	6.5%
3 わからない	4件	12.9%

問6 なぜ登録する（しない）のですか

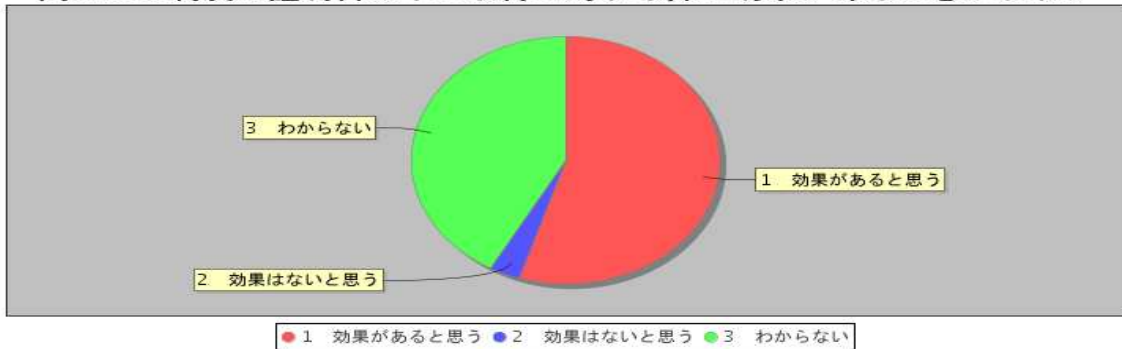


選択肢内容	回答数	割合
1 必要と感じる	25件	83.8%
2 必要と感じない	0件	0.0%
3 手続きが面倒	2件	6.5%
4 その他	3件	9.7%

問7 問6で「4 その他」を選択された方にお聞きします。その他の理由をお書き下さい。

- ・登録した人以外発行させない方法ならいいが発行された時点で意味がないと思います
- ・「交付の事実」を通知する制度のようであるが、その内容次第でこの制度の存在意義が左右されると考える。
- ・「交付の事実」の内容が「あなたの住民票が取得されました。」ではあまり必要性はないと思う。
- ・「いつ」「誰が」「どのような目的で」取得したものであるかが明らかにされるのであれば、意義のある制度であると思う。

問8 この制度は証明書の不正取得に対する抑止効果があると思いますか



選択肢内容	回答数	割合
1 効果があると思う	17件	54.9%
2 効果がないと思う	1件	3.2%
3 わからない	13件	41.9%

問9 登録型本人通知制度について、ご意見・ご提案があればご自由にお書き下さい。

- ・家族が本人の依頼で証明書等の取得する場合は簡単に手続きできるよう配慮してほしいです。
- ・証明書などは事前に登録した者のみが取得でき、本人確認を窓口で行えば、さらに抑止効果があると思われる。
- ・銀行等金融機関の不正送金防止策を参考にすべきではないか。
- ・早急に実施に向けて頂きたい。
- ・市民のプライバシーが守られるような制度にしてください。
- ・誰が請求したのかもわかるといい。
- ・個人情報秘匿性が進んでいる時代に公的機関で第三者が取得出来る事は知能犯的な悪質な犯罪が有る時代には本人確認が求められます。
- ・高齢者等には印鑑証明に使用する様なカードを発行して代理人が取得する様にすれば多少犯罪抑止効果があると思われれます。
- ・金融機関でも口座開設では本人確認させられますがキャッシュカードは代理人でもATMで使用出来るのと同じです。
- ・誰が取得したかの情報まで知らせてくれるのでしょうか。
- ・早急に実施してください。
- ・特にありません。
- ・以前、母親が私に無断で住民票を移されていたことがあり、迷惑した事がありました。たとえ、戸籍上肉親であっても勝手に悪用する事がありますので通知していただけるとありがたいです。
- ・問7でも述べたが、この制度の存在意義は通知される「交付の事実」の内容次第であると考える。
- ・通知される側にとって、「いつ」「誰が」「どのような目的で」取得したものであるかがわかかなければ、いたずらに不安をあおるだけではないか。

- ・ 請求発行後の通知であれば、全くの無意味であると思う。また、現状でも窓口での委任状の扱いがかなり雑であるため、まずは現状を是正すべき。
- ・ 委任状なしで出向いた際、「まあいいわ、これ書いて」と代理人が委任状を書いた